

入札者の心得

- 1 入札書は、売却区分ごとに別用紙を使用してください。また入札価格は、見積価格以上の額を記載してください。
- 2 代理人が入札するときは、あらかじめ委任状を提出してください。
- 3 入札書には、入札者の住所、氏名、入札価額及び売却区分を記入してください。共同して入札するときは、共同入札者全員の住所、氏名及び持分を記入してください。
なお、入札者が代理人のときは、本人の住所、氏名及び代理人の住所、氏名を記入してください。
住所・氏名に関しては、個人の場合は住民登録上のものを、法人の場合は登記上のものを記載してください。
また、入札書の「入札価額」欄への記載にあたっては、次の点に留意してください。
 - (1) 公売財産が消費税・地方消費税の課税財産と非課税財産とが混在する財産である場合には、「入札価額」欄に、課税財産、非課税財産に区別することなく、一括した金額を記載してください。この場合、「入札価額」欄に記載された金額で売却決定します。
 - (2) 公売財産が消費税・地方消費税の課税財産である場合でも、見積価格に消費税相当額が含まれていますので、入札書の「入札価額」欄に記載された金額にて、売却決定をします。
- 4 字体は、はっきりと書いてください。また、訂正したり抹消したりしないでください。書き損じたときは、新しい入札書（コピー可）を使用してください。（ペン、ボールペンを必ず使用し、鉛筆は用いないでください。）
- 5 一度提出した入札書は、引き換え、変更または取消しをすることができません。また提出された入札書に関する問い合わせには応じておりません。
- 6 入札は、公売保証金を提供した後でなければ行えません。必ず入札前に公売保証金を提供してください。
- 7 入札は、暴力団員等に該当しない旨の陳述書を提出した後でなければ行えません。必ず入札前に暴力団員等に該当しない旨の陳述書を提出してください。
- 8 次のいずれかに該当する入札は無効となり、取り消しとなります。
 - (1) 売却区分番号の記載漏れ等、入札書の記入すべき事項が記載されていないもの及び記載事項が判読できないもの
 - (2) 公売保証金を提供すべきもので、入札前に提供しないもの、または提供した額が公告した額に満たないもの
 - (3) 暴力団員等に該当しない旨の陳述書を提出しないもの
 - (4) 「入札価額」又は「売却区分の番号」を訂正したもの
 - (5) 同一の入札者が、同一の売却区分番号について、2枚以上入札書を提出したもの（いずれの入札書も無効、取り消しとなります。）
- 9 次のいずれかに該当すると認められる事実がある者については、入札がなかったものとし、又は最高価申込者の決定を取り消します。
 - (1) 入札をしようとする者の公売への参加もしくは入札、最高価申込者の決定、または買受人の買受代金の納付を妨げた者
 - (2) 公売に際して不当に価額を引き下げの目的をもって連合した者
 - (3) 偽りの名義で買受申込みをした者
 - (4) 正当な理由が無く買受代金納付の期限までに代金を納付しない買受人
 - (5) 故意に公売財産を損傷し、その価額を減少させた者
 - (6) (1) から (5) に掲げる者のほか、公売の実施を妨げる行為をした者
- 10 9のいずれかに該当する者については、その事実があった後2年間公売に参加する事を制限します。
- 11 開札は公売公告に記載された期日において、入札者の面前で行います。入札者又はその代理人が開札の場所にいない時は、公売事務を担当していない職員が立会の上、開札します。
- 12 開札の結果、見積価格以上の入札者のうち、最高価の入札をした者を最高価申込者と決定します。この場合、最高価の入札をした者が2名以上あるときは、後日さらに入札をして決定し、なお、価額が同じときはくじで決定します。
また、公売財産が不動産等である場合において、最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額（見積価格以上で、かつ、最高価申込者の入札価額から公売保証金の額を控除した金額以上であるものに限る。）による入札者から次順位による買受の申込があるときは、その者を次順位買受申込者に決定します。次順位買受申込資格者に該当した場合の次順位買受申込みの選択を、入札書提出の際に行ってください。この場合、次順位買受申込者が2名以上あるときは、くじで決定します。
- 13 入札者が提供した公売保証金は、次により取り扱います。
 - (1) 最高価申込者となった者の提供した公売保証金は、買受代金の一部とします。
 - (2) 最高価申込者とならなかった者の提供した公売保証金は、後日返還します。ただし、次順位買受申込者に対しては、最高価申込者が買受代金を納付した後に返還します。
 - (3) 最高価申込者が買受代金の納付期限までにその代金を納付しないときは、公売保証金を返還せず滞納者の未納徴収金に充て、なお、残余があるときは滞納者に交付することになります。
 - (4) 9のいずれかに該当する者の納付した公売保証金は返還せずに市に帰属します。
- 14 最高価申込者に対し、次により売却決定を行います。
 - (1) 売却決定は、公売公告に記載された日時に、最高価申込者に対して行います。
 - (2) 売却決定は、入札書の「入札価格」欄に記載された金額により行います。
- 15 買受代金は代金納付期限までに納付してください。
- 16 公売保証金、買受代金は口座振込、現金又は銀行、信用金庫等の振り出しに係るもの若しくはその支払保証のある小切手で納付して下さい。
- 17 買受代金の納付前に公売に係る未納徴収金の完納の事実が証明されたときは、最高価申込者を決定した後又は売却決定をした後であってもその決定を取り消します。
- 18 最高価申込者、買受人は公売財産に係る徴収金について滞納処分の続行の停止があった場合には、その停止期間中に限り、入札又は買受けを取り消すことができます。
- 19 公売財産の権利移転は、買受代金を納付したときです。したがって、買受代金納付後は買受人の所有となりますから、財産のき損、焼失等による損害はすべて買受人の負担となります。
- 20 動産（自動車を含む。）の引渡しは、次により行います。
 - (1) 引き揚げてある財産については買受代金納付後、引き渡します。
 - (2) 引き揚げてない財産については売却決定通知書を交付しますから、保管者から受け取ってください。
- 21 公売財産の権利移転につき登記（登録）を要するもの（電話加入権を除く。）について、その移転の登記（登録）を請求しようとする買受人は、買受代金納付の日以後に登録免許税額等に相当する印紙、又は領収証書を添えて請求してください。
- 22 買い受けた電話加入権及び総合デジタル通信サービス利用権に係る権利の移転の手続きについては次のことに留意してください。
 - (1) 未納料金は買受人の負担となります。
 - (2) 譲渡承認の請求は、買受人が速やかに直接東（西）日本電信電話株式会社（所管支店等）あてにしてください。
なお、買受代金納付の日から20日以内にこの承認が得られない場合は、売却決定を取り消しますから連絡してください